廃棄物処理施設等の設置手続の流れ

※R4.4 改正

10条　廃棄物処理施設等設置等事前協議書の提出
（立地、施設構造、維持管理、環境影響調査方法等）

12条　関係機関による現地調査（立地審査）

18条　協議者への技術指導等
（意見書の提示・修正指示等）

18条　廃棄物処理施設等審査会
（法的・技術的審査）

18条　廃棄物処理施設等専門家会議

19条　県の技術指導等に対する
見解書の提出

13条　公告・協議書の縦覧

14条　説明会の開催

15条　説明会の報告

16条　周辺地域住民等の意見書の提出
（生活環境保全上の見地）

17条　周辺地域住民等の意見書に対する
見解書の提出

11条　事前協議中の変更
（変更申出書の提出）

20条　公告・見解書の縦覧
市町村長と地域住民の意見書の提出

25条　協議終了後の変更
（終了通知を添えて協議）

21条　協議者と市町村長、地域住民との調整

22条　合意書の提出（土地所有者、周辺住民、
施設管理者、水利権者等）

23条　生活環境保全協定の締結（又は確約書）

24条　事前協議終了の通知

終了までに５年の制限

法手続

（設置許可の**対象**施設）

生活環境影響調査

26条+法　廃棄物処理施設設置許可の申請
（設置計画、構造基準、維持管理基準
災害防止計画、生活環境影響調査）

告　示　・　縦　覧

地域住民の意見書の提出
（生活環境保全上の見地）

市町村長の意見書の提出
（生活環境保全上の見地）

審　　査
（技術上基準、申請者能力及び適格性
周辺地域の生活環境への適正な配慮）

専門家会議

廃棄物処理施設設置の許可

（設置許可の**対象外**施設）

生活環境影響調査

27条　設置等の承認申請
処理方式、構造等の概要
排ガス・排水処理方法等

28条　審査
技術上の基準、周辺地域の
生活環境への適正な配慮

28条　設置等の承認

29条　承継等の届出

31条　処理施設の着工届

30条　手続の省略

法　使用前検査　　32条　完成検査

33条　廃止の届出

他人の廃棄物を処理する場合、**処分業許可申請**